

## 支部化・代議員制度導入にむけて 検討内容経過報告 No. 6

支部化・代議員制検討委員会 委員長（副会長） 林田久美

### 新年のご挨拶と大切なご報告

皆さま、新年あけましておめでとうございます！旧年中は、支部化・代議員制の検討委員会活動にご理解と多大なるご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

特に、パブリックコメントでは貴重なご意見をたくさんいただき、誠にありがとうございました。皆さまからいただいた率直なご意見は、委員会の議論に深く反映させていただいております。本当に、皆さまの「声」が私たちの活動の原動力になっています！

#### ●いよいよ大詰め 今後のスケジュールについて

3月の理事会で新しい定款改正案と、代議員制・支部化に関する規則や規程案が審議されることとなりました。承認されれば、4月には臨時社員総会の「議案資料集」を皆さまへ郵送します。資料到着後、書面表決の受付を開始いたしますので、内容をご確認の上、議決権の行使をお願いいたします。

#### ●組織の未来を、皆様と共に。ご協力をお願い

定款を変更するためには、会員の皆さまの3分の2以上の承認を要します。今後も通信やホームページにより支部化・代議員制の導入について情報共有してまいります。皆さま一人ひとりのご協力が、私たちの組織をより強く、より開かれたものにするための大切な一歩となります。何卒、ご理解と温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### ●2027年度からの代議員制実動開始に向けて、歩みを進めます！

2026年は役員改選の年でもあり、組織が大きく動く年となるでしょう。混乱が生じる可能性もありますが、支部化・代議員制の推進は、この重要な時期と並行してしっかりと進めてまいります。これからも、皆さまにとってより良い活動環境を提供できるよう、委員会一同、誠心誠意取り組んでまいります。引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

## ■臨時社員総会の開催日程(2026-11-29)決定のお知らせ■

公益社団法人福岡県社会福祉士会として、定款を改正し代議員制の導入を決定するため臨時社員総会を開催します。このたびその開催日程が決まりましたので、取り急ぎお知らせします。

- 日 時 2026年11月29日（日）13:30～15:00
- 場 所 クローバープラザ 1階クローバーホール（春日市原町3-1-7）
- 議 案 第1号議案 定款の改正案………**特別決議で会員の2/3以上の賛成票が必要です！**  
第2号議案 代議員総会運営規則案  
第3号議案 役員及び代議員選出規則案

【注】議案資料集は、4月に全会員へ郵送します。

【注】これまで12月上旬開催としていましたが、会場の都合により11月29日となりました。

■支部化のイメージ■

支部化・代議員制検討委員会

支部化のイメージ図

【現】

共益的活動（相互扶助事業）	公益目的事業活動
例 ソーシャルワーカー団体同士の合同研修会 新入会員オリエンテーション 顔の見える環境づくり ブロック独自研修 会員交流会	例 本会事業に地域で一部協力



- ★組織力の増強（支部への昇格）
- ★公益目的事業活動にもパワーシフト

【新】

共益的活動（相互扶助事業）	公益目的事業活動
例 ソーシャルワーカー団体同士の合同研修会 新入会員オリエンテーション ばあとなあ地域支援部 支部の独自研修 会員交流会 会員の声を把握 顔の見える環境づくり	例 <u>組織強化（入会促進・広報啓発）</u> 災害支援従事者人材養成研修 <u>基礎研修（支部開催）</u> <u>ばあとなあ地域活動</u> <u>福祉人材育成研修</u> <u>相談援助事業</u> <u>支部独自の事業</u> <u>県民のニーズを把握</u> <u>地元行政の相談会へ相談員派遣</u>



現ブロック組織と支部組織との対比

	ブロック	支部
位置づけ	●会員相互の交流、活動の拠点【相互扶助事業】	●身近な区域における <u>地域福祉の拠点【公益目的事業】</u> ●会員相互の交流、活動の拠点【相互扶助事業】
役割	●身近な地域で会員の組織化と相互交流・研鑽をすすめ、地域で活動できる場をつくり、独自の事業を展開する。 ●本会が行う事業に一部協力する。（新人オリエンテーション等）	●身近な地域で県民のニーズ、会員の声を把握し、本会理事会と共有し、それに基づいた本会事業の一部を分担実施する。（人材育成事業含む） ●本会の <u>組織強化のため、入会促進活動やその広報活動を行う。（顔の見える組織基盤を強化）</u> ●選管委員を1名ずつ選出
役職者	・ブロック長（理事） 1名 ・幹事長 1名 ・幹事 5～10名 ・会計 1名 } 幹事	・支部長（理事） 1名 ・副支部長 1～3名 ・幹事 5～10名 ・会計 1～2名 } 支部役員
役職者の任期	●1期2年（再任を妨げない）	●1期2年 ※委員会委員(6年間)とは別格 ●連続4期（8年）まで
会計処理	●予算仮払い → 年度末に仮払い精算（残金は返金） ●通帳持たず、会計が個人保管。	●支部活動費に基づき会計処理する。（収益は翌年度へ繰越／赤字決算は原則不可） ●各支部に通帳をもたせ現金保管する。 ●各支部で決算し、損益計算書、貸借対照表を作成。 ●本部経理は支部と連携し、貸借対照表内訳表を作成。

以上

【ご報告】お寄せいただいたパブリックコメント (～11月20日締切/第3回受付分)

パブリックコメント 一覧

No.	月	項目 (～について)	意見内容	回答 (考え方等)
9	11	定款第2章 役員	社員総会というワードがありますが、社員総会が、存続するのでしようか？ 今までの社員総会が、代議員総会に置き換わると理解しておりますがいかがでしょうか？	これまでの社員総会は正会員全員が一つ議決権を有していますが、代議員制度が導入されると、会員数に応じた一定割合で代議員数を定め、代議員選挙で選ばれた代議員だけが議決権をもって総会(代議員総会)に出席する形になります。よって総会は、「社員総会」から「代議員総会」に置き換わることになります。
10	11	定款の改正案について質問です。	①第19条について質問です。第11条と比べ(3)は「正当な理由がなくなることがありません。また「納入しなかつたとき」と「等を滞納したとき」とあります。この違いは何でしょうか。神奈川県の定款では違いが認められませんが、第11条の「資格喪失」と第19条の「代議員資格喪失」の明確な違いは何ですか？ ②第27条について質問です。第25条により招集された総会が第27条により開催できないときはどうなるのですか。再度招集日を定めるのですか？ その手続きはどのようになるのですか？ ③第39条3について 第46条に定めるとは、第53条ではないですか？ ④代議員制度及び支部化することにより予算は今後どのくらい増加を見込んでいますか？ それとも減額しますか？	①ご指摘ありがとうございます。正会員としての資格を喪失すれば、当然代議員としての資格も喪失しますので、混乱を避けるためにもここは第11条の記載と文言を統一し修正します。 ②総会の開催は、定日数(過半数)を満たすことが大前提なので、第29条で規定する「書面議決法」の方法もありますので、代議員の資格には事前にご理解とご協力をいただいた上で、必ず開催できるように運営する予定です。ただし、自然災害(地震・台風など)で開催できないときは、再度日程調整します。 ③ご指摘ありがとうございます。条の番号を修正し補正しておりますので修正します。 ④代議員制度を導入することにより、経費の削減(総会開催料の印刷費と郵送料、書面議決法の往復ハガキ代とその印刷費等)が図れます。上記以外にも年間190万円の削減が可能と見込んでいます。一方で支部化の手法や形態によっては、削減額以上の経費支出(例:事務拠点の常設等)が必要となる場合も考えられます。短期的な導入策ではなく、中長期的な会の運営を見据えることで地域での支部拠点の充実を図ることとしています。
11	11	代議員制について	本会より会員数の多い東京や大阪や変わらなくらいの北海道、兵庫、静岡、愛知などの県士会では代議員制を採用しています。採用されていない県の理由も知りたい。	他県の情報はわからないので代議員制を採用していない理由はわかりません。しかし本会よりも会員数が少ない千葉では既に定期的に導入を要求しています。また会員数が2倍強の東京や約500人多い大阪も通からず代議員制の導入を検討すると考えられます。さらに数年後には会員数が2,000人に到達する北海道、兵庫、静岡や愛知についても、本会の動向と内容に関しては模範として特に注目していると思えます。
12	11	代議員制について	会員との距離がさらに遠くなる懸念があります。	現在支部化の体制も同時進行して進めています。委員の声や即席のニーズを吸い上げ、会の執行部に向け、事業運営に反映し、身近な体制にしたいと考えています。また代議員には執行部からの方針や意見を会員に届けていく役割も想定しています。身近な地域で、役員である理事と当該支部、代議員とが一体となって委員とつながっていく体制が強い実現できれば、ある意味で委員との距離感は今まで以上に近くなるものかと期待しています。
13	11	代議員制について	理事と代議員で意思決定がなされるとなると、委員の力が弱くなる。代議員と理事だけの会のようになってしまう懸念を抱いています。	(同上)
14	11	代議員制について	総会に人が集まらないうことを理由に代議員制を検討されているのではないのでしょうか？	現実の根深い問題です。会員数が増え続ける組織では、この問題ほどどうしても避けて通れません。これを解決する方法としては、支部化と代議員制の導入です。例えばならば、本会の体格と体質の改善と云えそうです。
15	11	支部化について	現在のプロックの分割にこだわらずに支部組織を考えた方が良いのではないかと。人口の差、経済圏などを考慮しても良いのではないかと。	ご意見ありがとうございます。今のプロックの分割りが百点満点とは考えていません。支部の区割りについては、現在のプロック区割りです。スタートをせよ。数年後に支部化が安定した段階で故本格的な変更をするのが現実的な進め方と考えています。まずスムーズに支部化を実現させることが先決と考えています。
16	11	役員及び代議員選出規則(案) 第3章 代議員 第3条 代議員数について	2項で「代議員数は100名以内とする。」とありますが、下項は定めないのでしょうか？ 1項では50名に列し1名の割合とありますが、現在の委員数が考えられると40名程度になるかと思いますが、もし、それ以下の場合(例えば20名程度しか立候補がなかった場合)はどのように取り扱いますか？	代議員数の下限については、現時点では定める考えはありません。下項の委員数は増加の傾向が今後も続くと考えられるためです。将来もも委員数が減少し続けるような事態が生じたときには、下項を定める検討が必要になるのかもしれないです。立候補者数が定数(例えば40人)を満たさない場合についても、予め想定した制度設計をしています。具体的には、「代議員選出規則」で細かくその対応策を規定しています。12月号の通信に同封した資料で詳しくご案内しますのでご確認ください。基本的な考え方としては、定数の定めで定員割れは許されませんが、最終的に定員割れが起きないための仕組みづくりをしています。例えば、立候補の受付期間を2回に分けて行い、1回目でも不足するものが分かった場合には第二次立候補の受付を行います。さらにまた立候補の受付と並行し、事前に代議員候補者を推薦することができる仕組みも用意しています。代議員候補者として推薦された方には、選挙が第二次立候補を打診するなど、定員割れにはならないよう工夫が盛り込まれています。
17	11	定款第11条につきの内容を追加すべき	社会福祉士及び介護福祉士法の規定に違反した場合、国の法律に依り役員資格を喪失する。児童買春・児童ポルノ禁止法で罰金刑以上となった場合。(本会は児童福祉士法をまもる。)	定款変更【第11条(会員の資格喪失への追加記載)】に関するご意見でございました。昨今世間を騒がせている事件で、社会福祉士の倫理規範や行動規範に違反する、かつ本会の名誉や信用を損なう行為もありません。本件は貴重なご意見として受け止めさせていただきます。なお、この場においては「支部化・代議員制度導入に関するパブリックコメント」に列挙する回答を行っており、質問への回答ができかねる事をご理解ください。

【注】 ホームページでもご覧いただけます。